

(質問第二号)

祝祭日の選定に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年十二月十日

梅原眞隆

参議院議長 松平恒雄殿

昭和廿二年十二月十七日

祝祭日の選定に関する質問主意書

昭和二十二年十二月六日の朝日新聞に左の記事がある。

「祝祭日」を再検討

祝祭日を新憲法下にふさわしいものに改めようという方針が五日の閣議に上つたので、文部省では具体的に検討することになった、いまの祝祭日は皇室中心のものと、國家神道にもとずいたものが大部分だが、これを國際的なものと民族的なものに切り替えようというのがねらい、新たに労働祭、母の日、子供の日、クリスマス、建國祭、新憲法公布記念日、平和祭などが考えられ、一方、祝祭日は毎月あるようになることも考えられている。

(一) この記事のうちクリスマスをとりいれるということが事実であるか。

(二) クリスマスを特定宗教の行事として取扱うてゐるのか。

(三) 若し特定宗教の行事としたときは、憲法第二十條に抵触しないか。

(四) 若しクリスマス憲法に抵触せずという見地からとりいれるならおなじ手法で花祭等をもとりいれる用意がないか。

右文書にて返答せられたい。